

○桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例

昭和53年10月17日

条例第25号

改正 昭和57年5月19日条例第18号
昭和57年12月23日条例第33号
昭和60年3月27日条例第2号
昭和62年12月24日条例第20号
平成6年9月29日条例第26号
平成7年3月31日条例第7号
平成10年3月30日条例第9号
平成15年3月26日条例第9号
平成17年3月31日条例第7号
平成18年9月29日条例第24号
平成20年3月27日条例第8号
平成23年7月6日条例第15号
平成26年9月29日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第

1 項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のいない児童のうち対象児童

オ エに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子

(2) 桜井市内に住所を有する者（桜井市内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち桜井市外に住所を有するものを含む。）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者（助成の範囲）

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (4) 市長が別に規則で定める額

2 医療費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

（助成金の支給の制限）

第4条 助成金の支給原因である疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合においては、対象者又は扶養義務者が当該第三者からその損害賠償を受けたときは、当該額の限度において、この条例による助成金の支給を行わない。

2 前項の場合において、助成金の支給を受けた後対象者又はその扶養義務者が第三者から損害賠償を受けたときは、対象者又はその扶養義務者は、速やかに支給を受けた医療費の範囲内において市長が定める額を返還しなければならない。

第5条 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

- (1) 第2条第1号ウ又はエに掲げる者を扶養又は養育する者（以下「扶養者等」という。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない対象児童

で扶養者等が前年の12月31日（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年の12月31日）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。

(2) 前号に該当する者の配偶者又は第2条第1号ウ又はエに掲げる者の配偶者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 扶養者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で扶養者等と生計を同じくするもの又はこれらの者以外の者であつて第2条第1号ウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該者と生計を同じくするもの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例による。

（証明書の交付等）

第6条 市長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。

（届出）

第7条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保

に供してはならない。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日以後に受けた母子の医療に係る医療費について適用する。

附 則 (昭和57年5月19日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年12月23日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の桜井市母子医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月27日条例第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(第4条の規定の施行に伴う経過措置)

第5条 この条例による改正後の桜井市母子医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の桜井市母子医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行つているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行つたものとみなす。

附 則（昭和62年12月24日条例第20号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月29日条例第26号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（第2条の規定の施行に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の桜井市母子医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日条例第7号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(第2条に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の桜井市母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桜井市母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月27日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月6日条例第15号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日条例第13号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。